

**(仮称)ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務  
特記仕様書**

**令和2年(2020年) 5月**

**社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団**

## 1 業務概要

1. 業務名称 (仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務
2. 計画施設概要
- (1) 設計方針 市立伊丹病院と近畿中央病院の経営統合に伴う、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団(以下「当法人」という。)の老人ホームの移転に際し、伊丹市で当法人が運営する社会福祉事業の重要拠点として、現在の法令や基準に則った設計をするとともに、伊丹市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)の主旨に沿う形で小規模特別養護老人ホーム等を内包した地域の拠り所となる複合施設の建設を目的とする。
- (2) 施設名称 (仮称) ケアハイツいたみ2号館
- (3) 敷地の場所 (仮称) ケアハイツいたみ2号館  
現) 伊丹市昆陽池1丁目105  
新) 伊丹市中野北4丁目17-3
- (4) 施設用途 (仮称) ケアハイツいたみ2号館  
平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第11号 第1類とする。  
※主な入居機能は以下の通りとする。  
・養護老人ホーム(50床)  
・小規模特別養護老人ホーム(29床)  
・訪問介護事業所
- (5) 業務概要 (仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事の基本設計、実施設計

## 3. 設計と条件

### ① 敷地条件

- a. 敷地面積(占有面積) 3,775.02㎡
- b. 用途地域及び地区の指定 第二種高度地区、第一種中高層住居専用地域
- c. 防火地域 法第22条指定地域

### ② 施設の条件

- a. 施設の延床面積 2,850㎡程度(想定)
- b. 構造及び階数 木造 3階建て(想定)

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年10月24付け建設省営計発100号）に  
る耐震安全性の分類は以下の通りとする。

- 1) 構造体             I     II     III    類  
2) 建築非構造部材  A     B    類  
3) 建築設備         甲     乙    類

③ 建設の条件

- a. 建設工期 令和3年4月上旬から令和4年 3月末

④ 必要諸室条件

運営上必要な諸室は以下の通りとする。

基本的な要件は「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和四十一年  
厚生省令第十九号）、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成  
十一年厚生省令第四十六号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）及び「指定居宅サー  
ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生労働省令第三  
十七号）による。

その他追加で必要な諸室は以下の通りとする。

- ・地域交流ルーム

## 2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

### 1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについて  
は、☑印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してあ  
る事項のみを適用する。

### 2. 管理技術者等の資格

別添「（仮称）ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務に係る公募型プ  
ロポーザル 実施要領」（以下、「実施要領」という。）による。なお、業  
務の実施にあたっては、「実施要領」及び以下の要件を有する管理技術者等  
を適切に配置した体制とする。

- a) 管理技術者は、設計図書の設計内容を適確に把握する能力、設計業務につ  
いての高度な技術能力及び経験を有する者とし、受注した法人に所属する者  
を配置しなければならない。
- b) 担当技術者は、設計図書の設計内容を適確に判断する能力とともに、設計

業務についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、総合、構造、電気設備、機械設備の各部門の責任者として主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。

- c) 建築基準法及び建築士法に定める要件に基づき、必要な技術者を配置する。特に、構造設計については、建築確認申請（建築基準法第6条）において構造設計一級建築士による設計を行い、構造計算を確認することとし、設備設計については、建築設備士の意見を聴くよう努めること。なお、設計業務期間中はそれぞれの分野において構造一級建築士及び建築設備士に都度、検図及び検認を要することとする。

### 3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、企画提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 4. 業務範囲

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

#### (1) 建築設計

##### ①基本設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	<input checked="" type="checkbox"/>	
(5) 基本設計図書の作成		<input checked="" type="checkbox"/>	
(6) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	
(7) 基本設計内容の説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	

##### ②実施設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>	

(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 実施設計の為の基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	
(6) 実施設計内容の説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	

(2) 設計意図の伝達

業務内容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	<input type="checkbox"/>	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>	

(3) 追加業務

- 積算業務
- 建築積算業務
  - 積算算出書（積算数量調書を含む）の作成
  - 複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
  - 見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成
- 電気設備積算業務
  - 積算算出書（積算数量調書を含む）の作成
  - 複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
  - 見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成
- 機械設備積算業務
  - 積算算出書（積算数量調書を含む）の作成
  - 複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
  - 見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成
- 透視図作成業務（外観 2枚 内観 3枚）
- 模型製作及び写真撮影業務
- 建築確認申請手続業務
- 建築許可申請手続業務
- 開発許可申請手続業務
- 伊丹市宅地開発等指導要綱申請手続業務

- ☑ 兵庫県福祉のまちづくり条例による特定施設等の届出手続業務
- ☑ 建築物省エネ法申請手続業務
- ☑ 消防法申請手続業務
- ☑ 景観条例申請手続業務
- ☑ 関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
- ☑ ライフサイクルコスト比較検討業務
- ☑ 環境負荷低減検討業務
- ☑ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ☑ CASBEE評価業務
- ☑ 概略工事工程表の作成業務
- ☑ 電波障害対策等に必要資料の収集及び机上検討業務
- ☑ 施工計画に関する留意事項検討書作成業務
- ☑ 事業団及び住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- ☑ コスト削減検討書の作成
- ☑ 現況調査報告書作成業務
- ☑ 敷地全体の敷地測量業務（公共測量）
- ☑ 地盤調査業務（標準貫入試験2箇所、深さ20m）試験、試料採取含む（密度試験、含水試験、一軸圧縮試験他）

## 5. 業務の実施

### (1) 一般事項

- ☑ 構造適合判定手数料及び省エネ適合判定手数料（その他申請に係る手数料を含む）は本業務に含まれるものとする。
- ☑ 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- ☑ 実施設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等及び調査員の承諾を受けた基本設計図書によって行う。
- ☑ 積算業務は、調査員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ☑ 概算工事費の作成にあたり、使用する単価、数量について、調査員と協議を行う。
- ☑ 追加業務に積算業務がある場合は、積算数量調書の作成後、営繕工事積算チェックマニュアル〈建築工事編〉、〈電気設備工事編〉、〈機械設備工事編〉の記入を行う。
- ☑ 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- ☑ プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容を、当該業務に反映させる。

- 改修による省エネ評価業務が適用の場合は、設計と条件に基づき、調査員と協議のうえ、改修による効果について算出を行い、報告書を提出する。
- CASBEE評価業務が適用の場合は、設計と条件に基づき、基本設計・実施設計の各段階において、『CASBEE-新築（簡易版）』の検証・評価を行い、各段階での報告書を提出する。
- 空調熱負荷計算にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準（最新版）による。（指定ソフト：泉創建エンジニアリング I P A C）
- 建築確認申請時、条例等により「テレビ受信障害調査報告書（事前）」の提出の必要がある場合は、テレビ受信障害調査（事前）を行う。
- 施工計画に関する留意事項検討書を作成し、次の事項を記述すること。
  - a. 施工計画についての計画概要及びその特徴
  - b. 工程計画・仮設計画の考え方
  - c. 難易度の高い技術等の施工計画
  - d. 工事に際して近隣及び第三者の影響の検討
  - e. その他
- 業務実績情報（PUBDIS）の登録を行う事。

## (2) 特記事項

各業務にあたっては、特別に下記の要件を満たすこと。

- 関係部局との基本設計調整として、次の事項を行う。
  - 事業団担当者と共に、関係部局と基本計画内容の調整。
  - その際、基本図面等に加えて、検討用の資料、模型又はパースを作成すること。
  - ※パースは鳥瞰図及び主要諸室とする。
- 地元調整会及び地元説明会用資料の作成として、次の事項を行う。
  - 地元調整会及び地元説明会（全3回程度）において、地元地域に掲示する下記の資料を作成するとともに、同席すること。
    - ・全体計画、平面計画、立面計画
    - ・イメージパース（CG）
    - ・外構計画
  - 地域へのプレゼンテーションについて、より効果的な手法を提案すること。
  - 地域から出た意見については、事業団担当者の指示により設計に反映するものとする。
- 50cm以上の切土・盛土が500㎡以内となるような計画とすること。
- 土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査、届出書作成及び関係官庁との協議。
  - なお、調査及び届出書作成においては土壌汚染対策法に規定する指定調査機関にて管理技術者（有資格者）のもと実施のこと。あわせて、業務計画時及び実施において、都度、調査員に報告（打合せ）するとともに、関係諸官庁との協議に同

席すること。

地歴調査の結果、汚染の恐れなしと判断された場合は、事業団担当者と協議し、土壤汚染状況調査を打ち切ることができる。この場合、委託料については変更することとする。

国庫補助申請等に関する事務について、事業団担当者より指示のあった場合は、遅滞なくその事務処理を行う。

近隣建物へのプライバシー確保を行うこと。

設計に関し、以下の内容について検討し、資料を作成すること。

採用にあたっては、事業団担当者と十分協議すること。

- ・ 設計方針に基づいた設計比較
- ・ 環境負荷に配慮した設計
- ・ 長期的保全を考慮した設計
- ・ 防災・防犯に配慮した設計
- ・ 構造（木造、RC造、S造）選定にあたっては、耐用年数、ライフサイクルコスト、メンテナンス性、遮音性等を考慮した比較・提案
- ・ 基本計画書で提出したライフサイクルコスト比較、環境負荷（CASBEE、太陽光発電、雨水利用、緑化等）提案に関する、実施設計における各評価

現況調査に関しては、各種関係法令適合の為の敷地内全体の調査を含む報告書を提出する。

空調設備について下記に注意すること。

a. 空調方式の比較検討について

空調機採用にあたっては、全館空調方式と個別空調方式（GHPとEHP）とのイニシャルコストとランニングコストの比較検討を行うこと。

b. 空調熱負荷計算について

空調熱負荷計算にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準（最新版）による。

（指定ソフト：泉創建エンジニアリングIPAC）

c. 所管行政庁への届出書類の作成について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく規制措置」に関する書類を作成すること。

IOTを活用した管理形態を取り入れること。

### (3) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものとする。

a. 共通

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（最新版）

- 官庁施設の総合耐震計画基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（最新版）
- 木造計画・設計基準（最新版）
- 兵庫県福祉のまちづくり条例（施設整備・管理運営の手引き）
- 地域防災計画

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 敷地調査共通仕様書（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（新版）
- 建築工事監理指針（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 建築改修工事監理指針（最新版）
- 建築設計基準及び同解説（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準の資料（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 擁壁設計標準図（最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（最新版）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築改修設計基準（最新版）
- 建築鉄骨設計基準（最新版）
- 標準案内用図記号（最新版）

c. 建築積算

- 公共建築工事積算基準 建築工事編（最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編（最新版）
- 公共建築工事積算基準 設備工事編（最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編（最新版）
- 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

d. 設備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）

- 電気設備工事監理指針（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 機械設備工事監理指針（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- 建築設備設計計算書作成の手引（最新版）

e. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 設備工事編（最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編（最新版）
- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（最新版）

(4) 業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- c. 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属、保有資格（資格証写し）
- d. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由、及び具体的内容（協力者がある場合）
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- f. 業務実施工程表
- g. 業務体制表
- h. 再委託承諾申請書
- i. 特記仕様書に追加業務として積算業務の適用がある場合は、建築積算業務主任担当技術者（（社）日本建築積算協会に建築積算士（建築積算資格者）として登録した者）の氏名、生年月日、所属・役職、登録番号を記載した書類。（資格証写し）

(5) 貸与資料等

事業団が貸出及び提供する書類一覧

- 敷地付近の地図（S 1/2500：JWin又はAutocadデータ）
- 測量図（S 1/500：DXFデータ）
- 基本計画図
- 既存建築物等建築確認申請書、その他届出書等

※貸出品は、委託業務終了後すみやかに事業団へ返却する事。

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前及び基本設計着手前
- c. 実施設計着手前
- d. 積算着手前
- e. 調査員又は管理技術者が必要と認めた時

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 成果物の提出場所（伊丹市社会福祉事業団）
- b. 成果物の取扱いについて  
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- c. 写真の著作権の権利等について受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
  - 1) 写真は、事業団が行う事務並びに事業団が認めた公的機関の広報に無償で使用することが出来る。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
  - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
    - ア) 写真を公表すること。
    - イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- d. ウイルス対策  
業務にあたっては、電子納品時のみならず、調査員と業務に関する事項について電子データを提供する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。
- e. 受注者からの情報漏洩の防止について  
標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本業務に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに調査員へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

## 6. 成果物及び提出部数等

### (1) 基本設計・基本計画

成果物		提出部数	備考
建築設計	一般業務 a. 総合 <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計書 ・基本設計図 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図 矩計図（主要部詳細） 日影図 概算工事費内訳書 各種技術比較検討資料 ・構造 構造計画書 構造設計概要書 各種技術比較検討資料 ・電気設備 電気設備計画書 電気設備設計概要書 各種技術比較検討資料 ・機械設備 機械設備計画書 機械設備設計概要書 各種技術比較検討資料 ・その他比較・検討資料等	各2部	製本
	b. 追加業務 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input checked="" type="checkbox"/> 模型及び撮影写真 <input checked="" type="checkbox"/> 各種申請書類 <input checked="" type="checkbox"/> ライフサイクルコスト比較検討書	各2部 各2部 各2部	額入り（仕様は協議） 正・副・控え提出 ファイリング







	<input checked="" type="checkbox"/> 給水設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 雨水・排水再利用設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 消火設備図 <input checked="" type="checkbox"/> ガス設備図 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽設備図 <input type="checkbox"/> ゴミ処理施設図 <input type="checkbox"/> さく井設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 暖房設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 換気設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 自動制御設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 排煙設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術検討資料	            各2部 各2部	            ファイリング ファイリング
	e. 建築積算 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積検討資料（見積書含む） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費積算書 <input checked="" type="checkbox"/> 内訳書作成システム電子データ <input checked="" type="checkbox"/> 数量算出チェックリスト <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書チェックシート <input checked="" type="checkbox"/> 数量チェックシート	           各2部 各2部 各2部 各2部 1式 各2部 各2部 各2部	           ファイリング ファイリング ファイリング ファイリング データ ファイリング ファイリング ファイリング
	f. 電気設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積検討資料（見積書含む） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費積算書 <input checked="" type="checkbox"/> 内訳書作成システム電子データ <input checked="" type="checkbox"/> 数量算出チェックリスト <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書チェックシート	           各2部 各2部 各2部 各2部 1式 各2部 各2部	           ファイリング ファイリング ファイリング ファイリング データ ファイリング ファイリング
	g. 機械設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積検討資料（見積書含む）	   各2部 各2部 各2部	   ファイリング ファイリング ファイリング



## 7. 成果物の体裁等

- (1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名及び検図者を表示・検印し、調査員の指示する図面枠を設ける。
- (2) 電子データの成果物は下記による。
- a. 電子媒体
    - CD-R
    - DVD-R
  - b. ファイル形式
    - PDF (全データ)
    - JWW (図面)
    - DXF (図面)
    - JPEG (透視図)
    - その他元データ

## 8. 設計工程について

履行期間は令和3年3月31日までとなっているが、各節目の提出については、下記の予定期間までに遅滞なく提出すること。その他、設計工程全般については「業務スケジュール(案)」を参照の上、詳細については別途協議にて決定するものとする。また、提出された設計工程表に遅れ等が生じ変更となる場合は、調査員に報告するとともに、変更工程表を提出すること。

建築工事	基本設計図、概算工事費内訳書	令和2年 10月 9日
	実施設計図、積算関係資料、 内訳書作成システム電子データ	令和2年 12月 25日
	建築確認申請他申請関係資料 (確認済証、届出受領)	令和3年 2月 25日
	業務成果品	令和3年 3月 15日